

令和元年度加美町農業委員会
第12回定例総会議事録

令和2年3月25日（水）

加美町役場小野田庁舎2階会議室

加美町農業委員会

令和元年度第12回定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年3月25日(水) 午後1時28分～午後2時21分

2 開催場所 加美町役場小野田庁舎 2階会議室

3 出席委員(18名)

会 長	19番	三 浦 泉
会長職務代理者	18番	千 葉 連 悦
委 員	1番	星 榮 喜
〃	2番	澁 谷 幹 男
〃	3番	半 田 守
〃	4番	畠 山 義 信
〃	5番	杉 村 昭 宏
〃	6番	猪 股 弘
〃	7番	三 嶋 秀 二 郎
〃	8番	今 野 修
〃	9番	伊 藤 登 喜 子
〃	10番	板 垣 文 一
〃	11番	小 山 京 子
〃	13番	山 本 成
〃	14番	尾 形 徳 夫
〃	15番	中 村 貴 美 子
〃	16番	畠 山 智 史
〃	17番	佐 藤 と も

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第32号	農地法第5条の規定による許可書の返戻について
日程第5	報告第33号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第34号	農地の利用変更届について
日程第7	報告第35号	営農型発電設備の下部の農地における 農作物の状況報告について
日程第8	議案第40号	農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断 (非農地判断) について
日程第9	議案第41号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第10	議案第42号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第11	議案第43号	農用地利用集積計画の審査について

5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太田浩二
農業委員会事務局参事兼次長兼農地係長	鎌田裕之
農業委員会事務局主事	猪股雅敬

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第12回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時28分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より令和元年度加美町農業委員会第12回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

*議長（三浦泉会長） 本日は令和元年度最後となります、農業委員会第12回定例総会にご出席いただきましてご苦勞様でございます。

世間ではコロナウイルス関係、そしてオリンピック・パラリンピックが1年間延期ということで、経済効果が心配されるところでございます。

今月の10日、加美町長への意見書を、半田守農政委員長のもと提出して参りました。その中において、町長或いは町の執行部としては、農業関係・農政に関して疎いのでは、という声がありますとお話したところ、議会や農業委員会を通して生の声を聞かせてほしいとの答えを頂きました。来年度の行事として、町長・推進委員を含めた農業委員会・農林課長を交えた農政懇談会を行ってはどうかという我々の要望に対して、町長側からも是非時間の取れる範囲内で行いましょうとのことでしたので、まずは皆さんにご報告申し上げます。

また、種まきが始まった方もいるかと思いますが、コロナコロナと言いながらも我々農家にとっては例年通り田の仕事がスタートしますので、どうか皆様方には体調に十分考慮していただきたいと思っております。

本日の議案も、慎重な審議をお願いしまして挨拶といたします。よろしく申し上げます。

*事務局（太田浩二事務局長） ありがとうございます。それでは、農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（三浦泉会長） ただいまの出席委員は18名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、11番 小山京子委員、14番 尾形徳夫委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

- *議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。
-

日程第3 会議書記の指名

- *議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。
それでは、議案の審議に入ります。
-

日程第4 報告第32号 農地法第5条の規定による許可書の返戻について

- *議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第32号 農地法第5条の規定による許可書の返戻について、事務局より報告いたします。
- *事務局（鎌田裕之次長） 報告第32号、農地法第5条の規定による許可書の返戻について。別紙のとおり農地法第5条第1項の規定により許可したものに係る許可書の返戻があったので報告いたします。
令和2年3月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

申請番号1

事業計画者 A氏 谷地森字天神…番地

所在地 谷地森字天神…番地…の田

面積 955㎡

事業内容 贈与による住宅の建築

返戻理由 権利の移転、設定内容の変更によるもの

申請時は所有権の移転・親子間の贈与ということでありましたが、譲渡人である父親のB氏によると、事業者である子のA氏が譲渡人とよく話し合いをしないまま土地は贈与されるものと思い込み、贈与として申請し許可を受けてしまったことであり、今回その是正のため一旦許可書を返戻することとなったものです。

なお工事はほぼ完了しており、譲渡人及び譲受人からは改めて権利内容を使用貸

借とした農地法第5条の規定による許可申請があり、議案第42号にて審議をお願いすることとしております。

[以上1件の許可書返戻について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） 親の承諾を得ないで贈与申請をしたということですが、そういったことはあり得るのでしょうか。親が承諾したので贈与申請を行ったのではないのですか。

*事務局（鎌田裕之次長） 許可申請書そのものはもちろん双方の記名と押印があるわけですが、その押印はしたものの、権利関係のところまで譲渡人がきちんと確認していなかったということなのだと思います。細かいことを申し上げますと、今回居宅が完成したものですから、法務局で宅地に地目変更をしようとしたところ、許可書に贈与となっているため所有権移転をしないと地目変更はできないと言われ、驚いたということでした。そのような経緯で、今回改めて使用貸借として申請したいとのことですので宜しく願いいたします。

*7番（三嶋秀二郎委員） わかりました。了解しますけれど、本来譲渡人・譲受人が一緒に来て手続きすると思うのですが、今回は親子ということで譲受人のA氏だけが手続きに来たということですね。

*事務局（鎌田裕之次長） 本件の申請につきましては、ご本人達ではなく代理申請ということで住宅メーカーさんが許可申請にいらしております。その住宅メーカーさんが、譲渡人・譲受人の双方から委任を受けて申請書の提出をしておりますので、その間の詳細は分かりかねます。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第32号を終了いたします。

日程第5 報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

*事務局（猪股雅敬主事） 報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和2年3月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は3件でございます。

報告書番号1

貸人 C氏

借人 D氏

E氏（法定相続人）

F氏（法定相続人）

所在地 鹿原四枚田の田 2筆

面積 合計2,585㎡

農地法第3条

報告書番号2

貸人 G氏

借人 H氏

所在地 宮崎字東浦の田 4筆

面積 合計7,773㎡

農地法第3条

報告書番号3

貸人 I氏

借人 J氏

所在地 宮崎字新天光沢の田 11筆

面積 22,380㎡

基盤強化促進法

[以上3件の貸借の合意解約について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第33号を終了いたします。

日程第6 報告第34号 農地の利用変更届について

- *議長（三浦泉会長） 日程第6、報告第34号 農地の利用変更届について、事務局より報告いたします。
- *事務局（鎌田裕之次長） 報告第34号 農地の利用変更届について。このことについて、別紙のとおり農地の利用変更届の提出があったので報告いたします。
令和2年3月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地の利用変更届は1件でございます。

報告書番号1

届出者 K氏

所在地 小泉字天神…番

現況 畑

面積 237㎡のうち162㎡

農業用資材倉庫として利用するもの

[以上1件の利用変更届について説明]

- *議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第34号を終了いたします。

日程第7 報告第35号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の
状況報告について

- *議長（三浦泉会長） 日程第7、報告第35号 営農型発電設備設置の下部の農地における農作物の状況報告について、事務局より報告いたします。
- *事務局（鎌田裕之次長） 報告第35号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について。このことについて、別紙のとおり報告書の提出があったので報告いたします。
令和2年3月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

報告書番号 1

報告者 L社 代表取締役 M氏
許可地 原八幡堂西一番の田 6筆
栽培面積 アラゲキクラゲ/580.1㎡
コケ/9,542.8㎡
収量 アラゲキクラゲ/724.6kg
コケ/収穫なし

アラゲキクラゲの収穫量は、1菌床あたりに換算すると724.6g（前年660.5g）となり、地域の平均的な収量とされる800gは下回ったものの、許可取り消しの判断基準とされる平均収量の8割である640gは上回る結果となったようでありませぬ。なお、コケについては現在育成期間ということで、初回の出荷予定が、来年令和3年の4月以降となっていることから、昨年中の収穫はありませんでした。

アラゲキクラゲについては昨年で栽培3期目ということで、1菌床あたりの収穫量は前年より増収となっており、栽培の習熟が認められる結果となっております。

コケについては昨春から育苗トレーを利用した栽培が開始されておりますが、太陽光パネル下の乾燥しやすい条件でありながら、自動散水設備による散水に加え、手作業による散水を行うことで、おおむね順調な育成状況となっているようでございます。一部カラスによる被害や、台風19号によるトレーの飛散等の被害があったようですが、今後は被害防止のため被覆の強化、栽培棚への固定方法の見直し等の対策を施すこととしているようでありませぬ。

なお販売量につきましては、おとしの在庫分を含めて2,043.2kg（前年275kg）、販売額は…万円（前年…万円）となっております。

[以上1件の農作物の状況報告について説明]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第35号を終了いたします。

日程第8 議案第40号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断
（非農地判断）について

*議長（三浦泉会長） 日程第8、議案第40号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断（非農地判断）について、事務局より議案の説明をさせませぬ。

*事務局（鎌田裕之次長） 議案第40号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断（非農地判断）について。下記農地が、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、審議されたい。

令和2年3月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

農業委員会は農地法の運用について、第3の1の（3）のウ及び第4の規定に基づき、利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされております。

これに基づきまして、昨年実施した農地パトロールにおいて、荒廃農地B分類の判定、いわゆる赤判定を行い、その後の意向調査において非農地化の要望があった土地、及び以前に意向調査において非農地化の要望があった土地で、昨年のパトロールにおいて赤判定となった土地について、当該農地に該当しない旨の判断、非農地判断の議決をお願いするものでございます。

なお、今回上程いたしました土地は、該当農地から未相続地や農業者年金の経営移譲年金受給者が所有する農地、共有地、集団的に存在する農地等を除いたものについて、2月19日に開催した農地調査会において検討の上、非農地判断すべきとして決定いただいた土地でございます。

《地区別》

田…27筆 39,962㎡	中新田地区…20筆 18,508㎡
畑…15筆 14,983㎡	小野田地区…10筆 14,996㎡
計…42筆 54,945㎡	宮崎地区…12筆 21,441㎡
全て農業振興地域内の土地	
農用地区域内の土地 33筆 39,015㎡	

農業振興地域整備計画を管理する加美町のほか、関係土地改良区、農業再生協議会と協議を行い、支障が無い旨の回答を得ているものとしてございます。

なお農政調査会においては、46筆 55,756㎡について非農地判断すべきとの決定をいただいておりますが、そのうちの2筆 359㎡について関係土地改良区から、非農地変更にあたって決済金が必要になるとの回答があり、その旨を所有者に通知したところ今回は非農地化を見送りたいとの意向であったことから、同一所有、同一囲いの2筆を含めた、4筆 822㎡を除いて今回上程しております。

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

* 7 番（三嶋秀二郎委員） 今回非農地判断された場合、農業振興地域・農用地は区域から除外というようなことになるのですか。農振の整備計画書というものがあるのですが、そういったものも除外されるのでしょうか。

* 事務局（鎌田裕之次長） 今回非農地判断の決議をいただいた後で、所有者に対して通知をお送りして、農地以外への地目変更をお願いするかたちとなります。合わせて、法務局、県、町の税務課、農林課、土地改良区等に非農地判断をした旨の通知をします。

農振は担当しているのが農林課となりますので、こちらから提供した情報を基に、その該当地を農用地から除外するかどうか判断するものと思われまます。ただ農振農用地であっても現況が農地と判断できないものとなっていれば、当然的に非農地判断しなければなりません。農林課の判断でその土地を農用地から除外してしまうと、例えば条件の良い土地ですと太陽光等の設置で転用できるケースもあるということで、農用地区域内に残地するというような判断もとることがあるようでございます。

* 議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第 40 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の判断（非農地判断）についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第 40 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の判断（非農地判断）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第 9 議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

* 議長（三浦泉会長） 日程第 9、議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

* 事務局（猪股雅敬主事） 議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第 3 条第 1 項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和 2 年 3 月 25 日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。

今月の農地法第 3 条の許可申請は 3 件でございます。

申請番号 1

渡人 N氏
受人 J氏
申請地 宮崎字新町一番の畑 1筆
面積 113㎡
譲渡人の要望により贈与するもの

申請番号 2

渡人 O氏
受人 P氏
申請地 宮崎字地蔵の田 6筆
面積 合計5,627㎡
経営規模拡大のため貸借を行うもの
使用貸借/賃貸借 一反歩あたり…円

申請番号 3

渡人 Q氏
受人 R氏
申請地 原庄右衛門の田 1筆
面積 78㎡
後継者へ贈与するもの

[以上3件の許可申請について説明]

- * 議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。それでは申請番号1番について、7番 三嶋秀二郎委員をお願いします。

- * 7番（三嶋秀二郎委員） 申請番号1番につきましては、譲渡人、譲受人に聴き取り調査を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断して参りました。
なおこの件につきましては、以前から譲受人 J氏が畑の私道として使用していたもので、今回譲渡人のN氏から譲渡の要望を受け、無償贈与されたものでございます。以上です。

- * 議長（三浦泉会長） 次に申請番号2番について、6番 猪股弘委員をお願いします。

- * 6番（猪股弘委員） 申請番号2番につきましては、譲渡人、譲受人に聴き取り調査を行った結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

- * 議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果、並びに補足説明が終わりました。審議に入る前に議案第41号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の

審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番について、13番 山本成委員です。13番 山本成委員は申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時0分]

*議長（三浦泉会長） これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第41号 申請番号1番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第41号 申請番号1番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
それでは13番 山本成委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時1分]

*議長（三浦泉会長） 続いて申請番号2番・3番の案件について審議いたします。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第41号 申請番号2番・3番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第41号 申請番号2番・3番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第10 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長(三浦泉会長) 日程第10、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局(鎌田裕之次長) 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和2年3月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

申請番号1

譲渡人 B氏 谷地森字天神…番地

譲受人 A氏 谷地森字天神…番地

申請地 谷地森字天神…番…

面積 合計955㎡

使用貸借により居宅等の建築を行うもの

※報告第32号において許可書返戻の報告をしたものに係る、権利関係部分を訂正した上で改めて申請するもの。工事は原許可により、ほぼ完了している為省略。

申請番号2

譲渡人 S氏 下狼塚字要害…番地…

譲受人 T氏 下狼塚字要害…番地…

申請地 下狼塚字要害…番…

面積 合計332㎡

事業資金 借入金…万円

事業計画 令和2年3月26日着工、令和2年7月18日完成予定

贈与により居宅等の建築を行うもの

申請地は加美町役場から東に約2.7kmに位置する、国道347号が貫通する集落内に介在する農地でありまして、周囲の圃場からは東側は多田川、西側は名蓋川、南北は宅地等により分断されております。

第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農業公共投資の対象となっていない小集団(1.0ha)の生産性の低い農地でありますことから、第2種農地と判断したものであります。

ただ用途が住宅であり「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(住宅、事務所、作業場等)」でありますことから、第1種農地における不許可の例外規定に該当すると思料されるものでございます。

[以上2件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、申請番号2番について、3番 半田守委員お願いします。

*3番（半田守委員） 3月16日、澁谷委員、畠山委員、事務局から2名、私の5名で現地調査して参りました。

申請者のS氏とT氏の間柄ですが、T氏はS氏の孫娘であります。

現地は、加美町役場から国道347号を2.7kmほど東に向かい、高川橋を渡らずに右折したところで、多田川と名蓋川に囲まれた生産性の低い農地であるということから、第2種農地と判断いたしました。

こちらはS氏の畑を分筆した上で贈与し、居宅の建築を行うというものでございます。申請地の南側は原野となっており、土留め、またフェンスの設置により土砂の流出を防止する。雨水は自然浸透及び既存水路への放流、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理をするということで支障はございませんが、現在S氏宅に侵入する通路と畑はレベルとなっており雨が降ると大変なようで、2～30cmほどの盛土をした上で建築に入りたいという意向でございました。その他駐車場2台分の面積もございしますが、許可相当と判断して参りました。以上でございます。

*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第11 議案第43号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（三浦泉会長） 日程第11、議案第43号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第43号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和2年3月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用集積の審議は、売買6件 賃貸借66件 使用貸借1件の、計73件でございます。

申請番号1

渡人 U氏
受人 V氏
申請地 字新百貫の田 外8筆
面積 合計22,616㎡
権利移動の種別 賃貸借（再設定）
一反歩あたり…円

申請番号2

渡人 W氏（持分2分の1） / X氏（持分2分の1）
受人 Y氏
申請地 字下野目の田 1筆
面積 1,845㎡
権利移動の種別 賃貸借（再設定）
一反歩あたり…円

申請番号3

渡人 Z氏
受人 Y氏
申請地 字前田下の田 3筆
面積 合計1,532㎡
権利移動の種別 賃貸借（再設定）
一反歩あたり…円

申請番号4

渡人 a氏
受人 Y氏
申請地 字久保の田 3筆
面積 合計2,329㎡
権利移動の種別 賃貸借（再設定）
一反歩あたり…円

申請番号5

渡人 I氏
受人 J氏
申請地 宮崎字新天光沢の田 11筆
面積 合22,380㎡
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号6番から73番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。
以上73案件で、田275筆・畑13筆 面積637,168.33㎡
これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上73件の集積計画について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第43号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番について 2番 澁谷幹男委員、申請番号2番から4番について 9番 伊藤登喜子委員、申請番号5番について 13番 山本成委員です。2番 澁谷幹男委員は、申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時13分]

*議長（三浦泉会長） これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第43号 申請番号1番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第43号 申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは2番 澁谷幹男委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時14分]

*議長（三浦泉会長） 続いて申請番号2番から4番の案件について審議いたします。
9番 伊藤登喜子委員は申請番号2番から4番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時14分]

*議長（三浦泉会長） これより申請番号2番から4番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第43号 申請番号2番から4番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第43号 申請番号2番から4番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは9番 伊藤登喜子委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時15分]

- *議長（三浦泉会長） 続いて申請番号5番の案件について審議いたします。
13番 山本成委員は申請番号5番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時15分]

- *議長（三浦泉会長） これより申請番号5番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第43号 申請番号5番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第43号 申請番号5番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは13番 山本成委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時15分]

- *議長（三浦泉会長） 続いて申請番号6番から73番の案件について審議を行います。
質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） はい、3番 半田委員。

* 3 番（半田守委員） 今回の集積 7 3 件ございまして、設定価格を見ますと、だいたい農業委員会で設定した金額、若しくは近い金額での契約になっていますが、申請番号 1 9 番の賃貸借については異常に高い金額ではないでしょうか。一反歩あたり…円を超えての設定ですが、なぜこの金額になったのですか。

というのも、実は以前この件に関わったことがあったのですが、その後も同じようなことになっているのではないかと心配になりました。本人達が納得しているのであればいいのですが、腑に落ちない部分があったので。

* 事務局（猪股雅敬主事） こちらの案件につきましては田 5 筆となっておりますが、1 筆ごとに設定の金額が異なっておりましたので、総額ということで…万円と記載いたしました。金額について b 社に確認したところ、ここは特殊な栽培をされているということで、5 年前の契約と同じく今回も据え置きで金額設定したと報告を受けております。

* 議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） はい、7 番 三嶋委員。

* 7 番（三嶋秀二郎委員） 申請番号 5 5 番の屋敷四番…について、面積に小数点が付いていますが、農地に小数点が付くというのはどういうことですか。

* 事務局（猪股雅敬主事） 実はこちらの…にはハウスが建っている部分がございます、このハウスの部分は宮崎の c 氏が借りているという状況でございます。そのハウスの部分の面積が小数点を含んでおりまして、自ずと残った農地にも小数点が付いているということでございます。

* 議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第 4 3 号 申請番号 6 番から 7 3 番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第 4 3 号 申請番号 6 番から 7 3 番については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和元年度第12回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後2時21分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和2年3月25日

議長 三 浦 泉

署名委員 小 山 京 子

署名委員 尾 形 徳 夫